

~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）設置（~~使用、変更~~）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

福井市長 殿

届出者 福井市△△町〇〇-〇〇
株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		株式会社〇〇〇〇 △△事業所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		福井市△△町〇〇-〇〇	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☐	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	指定地域なし		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を地下に浸透させることはない。			

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☒ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	① 化学工場のケース	A めっき工場のケース
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型 式	貯蔵タンク (〇〇 社製 △△)	貯蔵タンク (〇〇 社製 △△)
構 造	ステンレス製 (構造図は別図のとおり)	ポリエチレン製 (構造図は別図のとおり)
主 要 寸 法	直径1500mm×6000mm	1000mm×1000mm×1500mm
能 力	貯蔵量 各10000 L	貯蔵量 1500L
配 置	化学工場の屋外に設置 (配置は、別図のとおり)	地下に設置されている場合は、その旨を記載してください。
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリートで、エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止 (貯留量〇m3)	稼動時に影響する範囲を記載してください（防油堤等については、可能であれば容量）。
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
施 設 の 数	1 基	1 基
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

「設備」とは、施設に付帯する配管や排水溝等です（注意事項をご参照ください）。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	① 化学工場のケース	A めっき工場のケース
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、バルブ、フランジ	地下配管（トレンチ）、バルブ、フランジ
構造	ステンレス製	ステンレス製 （トレンチ：コンクリート製）
主要寸法	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	地下配管 直径200mm×50m （トレンチ 幅300mm×深さ20mm ×50m 厚さ：50mm） バルブ 1箇所 フランジ 2箇所
配置	化学工場の屋外から化学工場の1階（配置は、別図のとおり）	めっき工場の1階（配置は、別図のとおり）
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考と なるべき事項	設備の点検等に係る一覧表は、別添1のとおり	設備の点検等に係る一覧表は、別添1のとおり

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

【注意事項】

「設備」：施設に付帯する設備の名称を記載

（例）配管等（継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備）

排水溝等（排水溝、排水管、排水ます、排水ポンプ等の排水設備）

※地下配管については、トレンチか埋設かを記載し、トレンチの場合は構造についても記載すること

「構造」：設備の構造（材質等）、検知設備等の設置について記載

「主要寸法」：設備のうち、主なものについて寸法を記載

「配置」：建物の名称、位置等を記載（地下に設置されている場合は、その旨を記載）

「その他参考となるべき事項」：有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その旨記載

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	① 化学工場のケース	A めっき工場のケース
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	化学工場の1階 (別図のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (別図のとおり)
操業の系統	〇〇施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回	1日に1回
1日当たりの使用時間	1時間/回	5分/回
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン (〇～〇%)	シアンを含む廃液 (含有率〇～〇%)
その他の参考事項	・ 廃液や製品として有害物質を貯蔵している場合は、施設から搬出する頻度等を記載してください。 ・ 施設の使用に季節的変動がある場合は、変動状況を記載してください。	・ 廃液は月〇回の頻度で、産業廃棄物処理業者(△△)に処理を委託している。 ・ 使用の季節的変動 4月～10月 貯蔵あり 11月～3月 貯蔵なし

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	【化学工場の例】 搬入：タンクローリーから供給 1週間に1回、1時間 使用：地上配管を通り、〇〇施設（特定施設ではない）に供給（1日1000L） 搬出：製品（ドラム缶保管）を、トラックで搬出 【めっき工場の例】 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出 【参考：概略図（化学工場）】 【凡例】 — ：有害物質が通る配管 <pre>graph TD; A[入口] -- "タンクローリーで搬入" --> B["① ベンゼン貯蔵タンク"]; B -- "地上配管" --> C["〇〇施設（特定施設ではない）"]; C --> D["製品（ドラム缶保管）"]; D -- "トラックで搬出" --> E[搬出];</pre> ※ 詳細を記載した図面を添付してください。 （有害物質が通る配管等を容易に区別できるように記載してください。）		
	用途別用水使用量	用 途	使 用 水

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る設備の一覧表

工場又は事業場における施設番号	施設の名称等	有害物質の種類	設備名	構造基準	点検頻度	点検方法	点検内容
①	ベンゼン貯蔵タンク (有害物質貯蔵指定施設)	ベンゼン	本体	—	年 1 回	目視	亀裂、損傷等
			床面	A	年 1 回	目視	ひび割れ、被覆の損傷等
			地上配管	A	年 1 回	目視	亀裂、損傷等
			使用の方法	A	年 1 回	現地確認	管理要領の確認 (搬入搬出手順等)
A	廃液の貯蔵タンク (有害物質貯蔵指定施設)	シアン	本体	—	年 1 回	目視	亀裂、損傷等
			床面	A	年 1 回	目視	ひび割れ、被覆の損傷等
			地下配管 (トレンチ)	A	年 1 回	目視	亀裂、損傷等
			使用の方法	A	年 1 回	現地確認	管理要領の確認 (搬入搬出手順等)

備考

- 1 構造基準には A・B・C のいずれかを記入すること。

A 基準 (新設の基準)

: 水質汚濁防止法施行規則第 8 条の 3～第 8 条の 6 で定める構造基準等

B 基準 (既存の基準)

: 水質汚濁防止法施行規則附則第 3 条～第 6 条で定める構造基準等

C 基準 (既存の基準 ※平成 27 年 5 月 31 日まで、適用可能)

: 水質汚濁防止法施行規則附則第 8 条第 1 項で定める構造基準等

- 2 施設の使用の方法に関する管理要領及び点検計画等の資料を添付してください。